

主な拠点・大学の機能強化関連予算	施設整備
国際卓越研究大学制度	○
地域中核・特色ある研究大学強化促進事業 (J-PEAKS)	令和4年度のみ※
大学・高専機能強化支援事業	○
世界トップレベル研究拠点プログラム (WPI)	×
共創の場形成支援プログラム (COI-NEXT)	×

※ 地域中核・特色ある研究大学の連携による産学官連携・共同研究の施設整備事業（令和4年度補正予算）で支援。

【参考】国際卓越研究大学制度における施設整備関係の記載について

【国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化の推進に関する基本的な方針】 10,11ページ

- ・ 法第5条第2項第2号イからホに掲げる事項の具体的なイメージは以下のとおりである。

イ 国際的に卓越した科学技術に関する研究環境の整備充実

世界トップレベルの研究大学に伍していくために必要となる最先端の研究基盤の整備等の事業。

(具体例)

- ✓ 研究実証施設や融合研究センター、共用機器やデータ連携基盤を含めた最先端の研究インフラの戦略的整備・更新・維持

中略

ホ 研究成果の活用のために必要な事業を行うための環境の整備充実

世界トップレベルの研究大学に伍していくために必要な、最先端の研究成果の実用化の促進、大学発スタートアップの育成支援、共同研究開発のあっせん等を行う事業やそれに伴って必要となる施設・設備・情報基盤の整備等の事業。

(具体例)

- ✓ 大学発スタートアップの創出拠点や大型産学共創拠点の形成
- ✓ 大学発スタートアップ育成に向けたギャップファンド運営・直接投資(直接投資には、産業競争力強化法の規定に基づき事業計画認定されたベンチャーキャピタルが設置するファンドへの出資を含む)
- ✓ 国内外のアクセラレーターとの連携によるスタートアップを対象としたアクセラレーションプログラムの展開

【公募要領】 18ページ

2. 研究環境の整備に関する留意事項

(1) 研究施設の計画的な整備について

「第5次国立大学法人等施設整備5か年計画」(令和3年3月31日文科科学大臣決定)では、国立大学において、昭和40～50年代に大量に整備された施設が一齐に老朽改善のタイミングを迎えている中で、改善整備を行った面積に比べ新たに改善整備が必要となる面積が増加したことにより、結果的に老朽施設が十分に改善されていないことを問題として提示しています。そのため、同計画において、新たな教育研究ニーズに対応するためのスペース確保については、既存施設の有効活用を原則とし、真にやむを得ないものに限り新增築による整備を図ることとしています。

これを踏まえ、本助成事業により施設整備を行う際には、設置主体を問わず、体制強化計画の策定時より、当該施設の廃止までに必要となる改修・維持管理・解体経費等も考慮し、助成期間終了後は大学独自基金の運用益等からこれらの経費を支出できるよう、中長期的な見通しも踏まえて計画的に実施してください。

また、基本方針五2において、国際卓越研究大学は自らの機能拡張を図るにとどまらずイノベーション創出等の中核拠点として国際的な頭脳循環のハブとなることや、全国の多様な研究大学等との連携を強化することが求められておりますので、本助成事業による施設整備についてもこの点に留意して御検討ください。

○「第5次国立大学法人等施設整備5か年計画」[文科科学大臣決定 (R3. 3. 31)]
https://www.mext.go.jp/content/20210331-mxt_keikaku-000013601-3.pdf

第一次審査書類【資料6】国際卓越研究大学研究等体制強化計画第一次案(記入要領) 3ページ

4. 事業を実施するために必要な資金の額及び調達方法

- ・ 法第5条第2項第3号に基づく体制強化計画の記載事項を具体的に記載すること。

(1) 必要な資金の額及び調達方法の概要

- ・ 大学ファンドによる助成額については、公募要領に記載の算定式に基づき、一定の仮定の下に試算されたものであり、各事業年度の大学ファンドによる助成額については、国立研究開発法人科学技術振興機構における大学ファンドの運用等も踏まえ決定される。
- ・ 長期借入金・大学債により資金を調達して体制強化計画を実施する場合、体制強化計画の安定的かつ継続的な遂行のため、その償還財源となる自主財源が、確実に見込まれていることに十分留意すること。なお、各大学の設置法において、当該事業が認可事項等となっている場合は、各所管に必要な手続き等を行うこと。
- ・ 助成金により整備した施設の改修にかかる経費やランニングコスト等については、助成終了後、大学独自基金の運用益等の自主財源で賄うように計画を立てること。
- ・ 資金調達の方法と調達額について、その実現可能性を示す根拠資料を補足説明資料として提出すること。根拠資料については、枚数制限は設けないので十分な裏付け資料を提示すること。そ